

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 44(オ)454	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権確認等請求	原審事件番号	昭和 41(ネ)196
裁判年月日	昭和 44 年 9 月 2 日	原審裁判年月日	昭和 44 年 1 月 30 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 96 号 465 頁		

判示事項	単独所有権の取得登記を共同所有権の取得登記に更正登記手続を求めることができることとされた事例
裁判要旨	甲乙が共同事業をはじめるとに当たり、甲が前所有者から買い受けた土地を甲乙の共同所有にすることを合意した場合において、乙が前所有者から乙名義で単独所有権を取得した旨の所有権取得登記を経、乙がこの所有権取得登記の上に丙のため所有権移転請求権保全の仮登記および根抵当権設定登記を経ているときは、甲は、乙に対し、右単独所有権取得登記を甲乙両名の共同所有権の取得登記に、丙に対し、右仮登記および根抵当権設定登記の対象を乙の持分とする各更正登記手続を求めることができる。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	
	上告人 A 1 代理人豊川忠進、上告人株式会社 A 2 相互銀行代理人野村清美の上告理由について。 本件土地は被上告人が前所有者 D から買い受けたが、その後被上告人が上告人 A 1 と古鉄売買業を共同で行なうに際し、その所有の右土地その他の営業用財産を上告人 A 1 との共有にすることに同意したものであり、したがって、本件土地は右同意の時以後両者の共有に属するに至ったものである旨、被上告人は本件土地について共有権を有するから、右共有権に基づき、上告人 A 1 に対しその単独所有の旨の第一審判決添付目録一の登記につき、上告人銀行に対し上告人 A 1 の単独所有を前提とする同目録三および四の登記につき、実体関係に符合させるための更正登記手続を求める被上告人の本訴請求はいずれも理由がある旨の原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯できる。所論は、原審の専権に属する事実の認定を非難するか、原判決と異なる見解に立つて原判決を非難するものであるが、原判決には所論の違法はない。したがって、論旨は採用できない。 よって、民法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村義美)

※参考：判例タイムズ 240 号 136 頁、判例時報 574 号 30 頁、金融商事判例 181 号 5 頁